

(介護予防)居宅療養管理指導 重要事項説明書

1 (介護予防)居宅療養管理指導事業者の概要

事業所名	医療法人昭洋会 中村診療所
所在地	京都府八幡市八幡山柴17番地
事業所番号	2612900932
管理者名	理事長 中村 肇 (医師)
連絡先	電話 075-981-0510 FAX 075-972-3334

2 事業所の職員体制について

管理者	1 名
医師	1 名以上
看護師	1 名以上

3 (介護予防)居宅療養管理指導を行う曜日、時間

月曜日～金曜日の 12 時 00 分～16 時 00 分

但し、祝日及び8月14日～16日、12月29日～1月3日は休診とさせていただきます。

また、上記の曜日、時間で臨時休診する場合はその都度ご連絡いたします。

4 サービス提供できる地域

京都府八幡市全域、大阪府枚方市の一部地域

5 事業の目的

要支援・要介護状態にある利用者が、居宅において自立した生活を営むことができるよう、居宅を訪問して病状、心身の状況、置かれている環境等を把握し、居宅介護支援事業者及び介護予防支援事業者(ケアマネージャー)に居宅サービス計画等の作成に必要な情報を提供するとともに、利用者及び家族に療養上の管理・指導・助言を行い、利用者の療養生活の向上を図るものとします。

6 サービスの内容と費用

(1) サービスの内容

居宅療養管理指導の種類	内 容
医師が行う (介護予防)居宅療養管理指導	通院困難な利用者の居宅を訪問して行う計画的、継続的な医学的管理を基に、利用者が居宅サービス計画作成を依頼する居宅介護支援事業者等及びその他の事業者に対して居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供と利用者又は家族等に対する指導及び助言を行います。

(2)費用

介護保険負担割合証に記載された負担割合によって決まります。(1単位 10円)

区分	単位数(1回あたり)	利用料金	1割負担の方の利用負担金額
医師が行う(介護予防)居宅療養管理指導【医療保険の在宅時医学総合管理料を算定していない場合(往診のみ等)】			
(介護予防) 居宅療養管理指導費(Ⅰ)	1:単一建物居住者1人 515単位	5,150円	515円
	2:単一建物居住者2~9人 487単位	4,870円	487円
	3:単一建物居住者10人以上 446単位	4,460円	446円
医師が行う(介護予防)居宅療養管理指導【医療保険の在宅時医学総合管理料を算定している場合】			
(介護予防) 居宅療養管理指導費(Ⅱ)	1:単一建物居住者1人 299単位	2,990円	299円
	2:単一建物居住者2~9人 287単位	2,870円	287円
	3:単一建物居住者10人以上 260単位	2,600円	260円

※当院は在宅時医学総合管理料を算定しておりますので、基本的に居宅療養管理指導費(Ⅱ)を算定させていただきます。

※他に介護サービスを利用していない、あるいはケアプラン自己作成の場合など、利用者に担当ケアマネジャーが存在しない場合は、利用者および家族への指導・助言等のみで徴収させていただきます。

※同居する同一世帯の利用者が2人以上いる場合は、利用者ごとに「単一建物居住者1人」の点数算定となります。

※生活保護等公費受給者証をお持ちの方は公費制度により負担金が補助されることもあります。

7 利用料等のお支払い

翌月訪問診療日に医療保険の訪問診療料と共に現金でお支払い頂きます。

ご集金させて頂くか窓口にてお支払い頂くかはご都合に合わせてお選び下さい。

*ご不明な点については随時お問い合わせ下さい。

8 相談窓口・苦情対応

サービスに関する苦情及び相談等は次の窓口で受け付け対応させていただきます。

① 事業所相談・苦情窓口は次のとおりです。

担当者(管理者)	中村 肇(院長)
電話	075-981-0510
FAX	075-972-3334

② その他

当事業所以外にも、お住まいの市町村及び京都府国民健康保険団体連合会の相談・苦情窓口等にも伝える事ができます。

八幡市高齢福祉課	075-983-1111(代)
枚方市健康福祉総合相談課	072-841-1221(代)
京都府国民健康保険団体連合会	075-354-9011(代)

9 緊急時における対応方法

当院は、サービスの提供中に利用者の病状急変及びその他の緊急事態が生じた時は、速やかに主治医またご家族に連絡するなどの措置を講じると共に、管理者に報告します。

10 事故発生時における対応方法

- (1) 当院は、利用者に対するサービス提供に際して事故が発生した場合は、速やかに連絡その他適切な措置を迅速に行います。
- (2) 当院は、前項の事故の状況及び事故に際して行った処置を記録します。

11 衛生管理等

事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように、次に掲げる措置講じます。

- ① 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6ヶ月に1回以上開催し、周知徹底しています。
- ② 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備しています。
- ③ 従業者に対し、感染症の予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

12 人権擁護・虐待防止

事業者は、利用者等の人権擁護及び虐待防止のために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

- ① 虐待の防止に関する責任者を選定しています。
- ② 成年後見制度の利用を支援します。
- ③ 従業者に対する人権擁護及び虐待防止を啓発、普及するための研修を実施します。
- ④ サービス提供中及び利用者の居宅において、当該事業所の従業者又は擁護者(利用者の家族等高齢者を現に擁護する者)により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかにこれを利用者の住所地のある市町村に通報します。

13 ハラスメント対策

事業者は、ハラスメント対策のため以下のとおり対応します。

- (1) 職場において行われるハラスメントにより、就業環境が害されることを防止するための方針を明確化し、従業者に周知・啓発します。
- (2) 利用者、ご家族または身元保証人等から事業者や従業者、その他関係者に対して故意に暴力や暴言等の法令違反、その他著しく常識を逸脱する行為を行った場合は、サービスの一時中止及び契約を解除させていただく場合があります。

14 業務継続計画策定

- (1) 感染症や非常災害の発生等において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

15 秘密保持及び個人情報

医師には利用者の守秘義務があり、個人情報は外部に漏らしません。ただし、居宅療養管理指導は利用者が介護保険サービスを安心して受けていただくために、サービス担当者会議等において、ケアマネジャーや他のサービス事業者の担当者に必要な情報を提供します。介護保険の居宅サービスを受けておられない場合は、この限りではありません。